

主催：宮城県

内容：【相談受付中】令和6年度宮城県中小企業等デジタル化支援事業

宮城県では、県内中小企業・小規模企業者の皆様を対象にデジタル化に向けた相談をお受けするほか、生産性向上を目的としたデジタル化の取組に対してアドバイザーの派遣や導入経費の補助を実施します。

※詳細は宮城県 HP をご覧ください

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/r6digital-shien.html>

《令和6年度宮城県中小企業等デジタル化支援事業の概要》

- (1) デジタル化に向けた相談対応
- (2) 生産性向上を目的としたデジタル化の取組支援
- (3) 宮城県内に事業所を有する中小企業・小規模企業者2者以上で構成されるグループ

それぞれの事業詳細

(1) デジタル化に向けた相談対応

補助金の申請の有無に関わらず、デジタル化の専門家（技術アドバイザー）が相談をお受けします。

(i) 【デジタル化相談】

下記のような事業者の方が対象です

- そもそもデジタル化の内容が分からない
- デジタル化したいが誰に相談したらよいか分からない
- デジタル化しても使いこなせるか不安で相談してみたい
- デジタル化の検討はしているが専門家の意見を聞いてみたい
- 補助金の対象になるか相談したい など

●対応回数：1事業者あたり1回まで無料

●受付期間：令和6年5月15日(水)～令和7年2月14日(金)まで

(2) 生産性向上を目的としたデジタル化の取組支援

補助金の申請を予定している事業者の方 ※申請方法は下記2通り

(i) 補助メニュー①「アドバイザー派遣」＋「補助金(通常枠)」

下記のような事業者の方が対象です

デジタル化の検討はしているが、専門家への相談や助言を受けながら進めていきたい
申請書等の作成が不安なので専門家に手伝ってもらいたい。

など

●対応回数：

技術アドバイザー：1事業者あたり必要に応じて最大3回まで無料

(ii) 補助メニュー②「補助金（通常枠）」

下記のような事業者の方が対象です

専門家への相談や助言を受けず、事業者の方が業者選定から申請書の作成を進めていきたい など

(2)

●補助対象経費：

・システム構築費・システム運用関連費・機器等整備費・専門家経費

●補助率及び補助上下限額：

補助率：1/2 以内

補助限度額：上限額 250 万円 下限 50 万円

※事業費の合計額（税抜）が 100 万円以上から補助対象となります。

●申請期間

【第二次募集】令和 6 年 8 月 19 日(月)から令和 6 年 9 月 9 日(金)まで

■ 審査

提出された申請書類一式について、申請期間終了後に書類審査を行い、補助金の交付対象者を決定する。なお、書類審査は計画内容等を点数化して実施するものとし、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するパートナーシップ構築宣言ポータルサイトにおいて「パートナーシップ構築宣言」を公表している中小企業等については加点措置を行う。留意事項等は下記のとおり。

- ・ 申請事業者全員に対して、採択または不採択の結果を通知する。
- ・ 審査経過等に関する問合せには応じられない。
- ・ 審査の結果、交付対象者を決定する際に条件等を付す場合がある。

(3) 宮城県内に事業所を有する中小企業・小規模企業者 2 者以上で構成されるグループ

下記のような事業者の方が対象です

(i) 補助メニュー④「補助金（共同枠）」

下記のような事業者の方が対象です

複数の事業者が共同でデジタル化を推進することにより、生産性向上・効率化を考えている企業グループ・団体

※詳細につきましては下記問い合わせ先（事務局）までお問い合わせください。

●補助対象経費：

・システム構築費・システム運用関連費・機器等整備費・専門家経費

●補助率及び補助上下限額：

補助率：2/3 以内

補助限度額：上限額 500 万円 下限 50 万円

※事業費の合計額（税抜）が 75 万円以上から補助対象となります。

●補助対象期間 最長 2 年間

●申請期間 令和 6 年 5 月 31 日(金)から令和 6 年 7 月 31 日(水)まで

■ 審査

提出された事業計画書一式について、申請期間終了後に審査（書類審査及びプレゼンテーション）を行い、補助金の交付対象となる事業計画を採択する。なお、審査は計画内容等を点数化して実施するものとする。

【加点措置】 次の項目を予定している。

・（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するパートナーシップ構築宣言ポータルサイトにおいて「パートナーシップ構築宣言」を公表している中小企業等については加点措置を行う。

【留意事項等】 下記のとおり。

- ・ 申請事業者全員に対して、採択または不採択の結果を通知する。
- ・ 審査経過等に関する問合せには応じられない。
- ・ 審査の結果、交付対象者を決定する際に条件等を付す場合がある。
- ・ 応募期間で多数の申請があった場合は、事業趣旨から事業者を選出して交付を行う場合がある。

■ 問い合わせ先

事務局：

公益財団法人みやぎ産業振興機構 情報企画課

TEL 022-225-6639

担当課室：

経済商工観光部 中小企業支援室企画調整班

TEL 022-211-2745

——以上——